

事業所環境管理実績

S キヤノンセミコンダクターエキップメント(株)2007年データ

所在地: 茨城県坂東市馬立1234  
 業務内容: 半導体製造装置関連製品の開発・生産  
 設立: 1917年

水質(事業所排水)					
	項目		法・条例基準	事業所基準	実測最大値
健康項目	カドミウム	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	シアン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	有機リン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	鉛	(mg/l)	0.1	0.08	0.0079
	六価クロム	(mg/l)	0.5	0.4	<0.005
	砒素	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	総水銀	(mg/l)	0.005	0.004	<0.0005
	アルキル水銀	(mg/l)	不検出	不検出	不検出
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	四塩化炭素	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04	0.032	<0.001
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.4	0.32	<0.001
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	3	2.4	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.3	0.24	0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	チウラム	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	シマジン	(mg/l)	0.03	0.024	<0.001
チオベンカルブ	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001	
ベンゼン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001	
セレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005	
ホウ素	(mg/l)	10	8	0.17	
フッ素	(mg/l)	8	6.4	0.11	
アンモニア・亜硝酸・硝酸性窒素	(mg/l)	100	80	15	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		5.8 - 8.6	5.9 - 8.5	7.3 - 8.2
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/l)	(20)	16	27
	化学的酸素要求量(COD)	(mg/l)	(20)	16	14
	浮遊物質(SS)	(mg/l)	(30)	24	5
	n-ヘキサン抽出物質(全)	(mg/l)	-	5	<5
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	(mg/l)	5	5	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	(mg/l)	10	8	-
	フェノール	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	銅	(mg/l)	3	2.4	<0.2
	亜鉛	(mg/l)	2	1.6	<0.2
	溶解性鉄	(mg/l)	10	8	1.2
	溶解性マンガン	(mg/l)	1	0.8	<0.1
	クロム	(mg/l)	1	0.8	<0.005
	大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	3000	2400	<1
	リン	(mg/l)	16(8)	6.4	1.1
窒素	(mg/l)	120(60)	48	9.2	

- \* 法・条例基準:法規制等(水質汚濁防止法、茨城県公害防止条例等)で最も厳しい基準。
- \* 法・条例基準値の括弧内数値は日間平均値。
- \* 事業所基準:法規制等で最も厳しい基準の80%値。
- \* n-ヘキサン抽出物質(全)は社内規程によりn-ヘキサン抽出物質の鉱物油と動植物油の測定値を合算した値で管理をしています。  
事業所基準は鉱物油の法・条例基準値を適用し、基準値を超過した場合、鉱物油、動植物油個々の再測定を行っています。
- \* 生物化学的酸素要求量(BOD)について:合併処理浄化槽の部品劣化が原因でBODに影響したと判断し、部品交換し再発防止策として装置の点検頻度を増やしました。その後、異常はありません。

大気(煤煙)				
	項目		事業所基準値	実測最大値
ボイラー	NOx	(ppm)	180	86
	SOx	(m <sup>3</sup> N/h)	0.52	0.005未満
	煤煙	(g/Nm <sup>3</sup> )	0.3	0.001未満

- \* 小型ボイラーのため法・条例の規制対象外ですが、自主的に測定を実施しています。
- \* 事業所基準:大気汚染防止法、茨城県公害防止条例等で最も厳しい基準。

騒音(単位:dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
朝	60	50
昼	65	53
夕	60	54
夜間	50	50

- \* 事業所基準:坂東市公害防止条例値を適用。
- \* 騒音実測最大値は隣接工場による暗騒音の影響のため高め値となっています。

振動(単位:dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
昼	70	35
夜間	60	33

- \* 事業所基準:振動規制法規制値を適用。

悪臭(単位:ppm)

- \* 悪臭の発生する恐れがないため、2007年の測定実績はありません。  
今後、悪臭発生施設の設置等、付近への影響が予測される場合には測定を実施致します。